

精神科病院における虐待防止に向けた取り組みについて

- ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正により精神科病院における業務従事者による障がい者虐待を発見した者の都道府県（政令市を含む）への通報義務等に関する規定が創設
- ・令和6年4月1日より虐待通報受付窓口を大阪市こころの健康センター内に設置
- ・大阪市内に精神科病床を有する病院（市内5病院）に入院中もしくは過去入院時の患者が、業務従事者より虐待を受けた場合を対象

大阪市虐待通報受付窓口

- ・専用電話受付：平日 9:00～17:30
- ・メール受付：24時間（ただし、対応は開庁時）

●大阪市虐待通報窓口受付件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
受付件数	2件	2件	2件	4件	4件	4件	1件	1件	2件	1件	1件	4件	28件
うち虐待事案として 対応した件数	1件	1件	0件	1件	2件	2件	1件	0件	1件	0件	0件	2件	11件
虐待認定件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件						

(R6.4.1～R7.3.31)